

埼玉県知事選挙のお知らせ

投票日は 8月9日(日)

投票時間は午前7時～午後8時

問合せ 越谷市選挙管理委員会 ☎963-9276 (投票日当日は 963-9062)

埼玉県知事選挙が8月9日(日)に行われます。年齢要件や住所要件は次のとおりです。

越谷市で投票できる方

次の要件を備え、越谷市の選挙人名簿に登録された方が越谷市で投票できます。

〈国籍・年齢要件〉

日本国民で、平成7年8月10日以前に生まれた方

〈住所要件〉

①生まれてから引き続き投票日まで市内に住所を有する方

②転入した方：平成27年4月22日以前に住民票が作成され、

または、転入届け出を済ませ、引き続き投票日まで越谷市に住所を有する方

4月23日以降に市外から転入した方は越谷市では投票できません

平成27年4月23日以降に転入届け出をした方は、越谷市では投票できません。ただし、埼玉県内の他市町村からの転入者に限り、前住所地で投票できる場合がありますので、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせ

ください。

*前住所地で投票される方は「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」(または「住民票の写し」)が必要です。市役所市民課(本庁舎1階)および北部・南部出張所で7月23日(木)～8月9日(日)(土曜・日曜日は選挙管理委員会へお問い合わせください)に無料で交付します。

市外に転出した方

◆県外転出の場合

平成27年8月8日以前に県外に転出(転出は予定日で処理されます。以下同じ)する方は投票できません。

◆県内転出の場合

越谷市の選挙人名簿に登録されている方で、平成27年4月9日以降に越谷市から県内の市町村に転出された場合で、新住所地への転入届け出が平成27年4月23日以降の方は新住所地で投票できず、越谷市で投票することになります。この場合、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」(または「住民票の写し」)が必要です。
*投票日当日の転出については取り扱いが異なります。

市内で転居した方

平成27年7月7日以前に転居の届け出をした方は、新住所地の投票所で投票できます。7月8日以降に転居の届け出をした方は転居前の投票所で投票してください。投票所は入場整理券をご確認ください。

投票所入場整理券は4名連記式

入場整理券(投票日時や投票所を明記したはがき)は、同一世帯4名までの三つ折はがきで7月7日現在の住所に発送します。お手数ですが、ご自分の入場整理券を切り離して投票所へお持ちください。

代理投票・点字投票ができます

字を書くのに不便を感じる方、視力に障がいのある方は各投票所の投票管理者に申し出ることにより、代理投票・点字投票ができます。
代理投票は、選挙人の指示する候補者氏名を投票所の代理投票補助者が本人に代わって記載します。また、視力に障がいの

ある方は、投票用紙に点字で候補者氏名を記載して投票することができません。点字器は投票所に用意してあります。

ポスター掲示場を設置します

ポスター掲示場が設置されます。この掲示場は候補者が選挙運動用ポスターを掲示できる唯一のもので、壊したり汚したりすると罰せられます。また、風などで倒れたり、ポスターがはがれたりしている場合は、選挙管理委員会へご連絡ください。

選挙公報は7月下旬の新聞に折り込みます

候補者の政見や経歴、写真などを掲載した選挙公報を7月下旬の新聞に折り込みます。お手元に届かないときは選挙管理委員会へご連絡ください(市役所・各地区センター・市内の駅などにも備え置きます)。また、埼玉県選挙管理委員会のホームページにも掲載が予定されています。

開票は即日、市立総合体育館で行います

開票は、投票日当日の午後9時から市立総合体育館で行います。参観人員は300人です。また、投・開票速報を越谷市ホームページおよび越谷市携帯サイト(<http://www.city.koshigaya.saitama.jp/keitai/>)で行います。時間は投票速報が午前9時10分ごろから、開票速報は午後10時10分ごろからとなります。



投票事務臨時職員(学生)を募集します

若者が実際に選挙事務を経験し、選挙への関心を高めてもらうため、投票事務に従事する臨時職員(学生)を募集します。

◆勤務時間

平成27年8月8日(土) 午後1時～午後3時
平成27年8月9日(日) 午前6時30分～午後9時

詳細は越谷市のホームページにてお知らせします。

期日前投票・不在者投票について

市内3カ所の期日前(不在者)投票所で行う方法

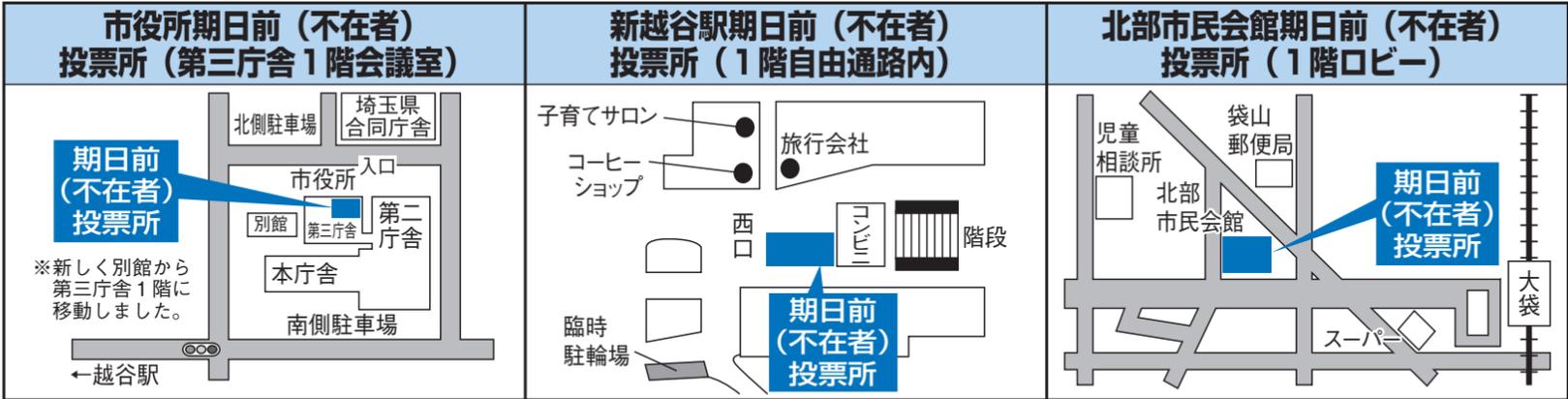
投票日当日、冠婚葬祭や仕事の予定があるとき、またレジャーなどの私用で投票区域内にいないと見込まれるときなどは期日前投票または不在者投票ができます。

期日前(不在者)投票所は市役所のほか、新越谷駅および北部市民会館に設けます。場所により投票期間・時間が異なりますので、ご注意ください。

なお、新越谷駅期日前(不在者)投票所には駐車場がありませんので、公共交通機関等をご利用ください。期日前(不在者)投票をするときには入場整理券をお持ちください。印鑑は不要です。

【重要】市役所期日前投票所の変更について

市役所期日前投票所が、「別館1階会議室」から「第三庁舎1階会議室」へ変更となります。



期日前(不在者)投票所の投票期間・場所・時間

場所	期間	時間
市役所第三庁舎1階会議室	7月24日(金)～8月8日(土)	午前8時30分～午後8時
新越谷駅1階自由通路内	7月30日(木)～8月8日(土)	午前9時～午後7時 ただし、8月8日(土)は午後5時まで
北部市民会館1階ロビー		

指定されている施設で行う方法

指定病院、指定老人ホームなど都道府県の選挙管理委員会が不在者投票施設に指定した施設(以下「指定施設」)に入院・入所中であれば、その指定施設で不在者投票ができます。投票用紙等の請求は、指定施設の長等にお早めに申し出てください。越谷市内で指定されている施設は、次のとおりです。

〔指定施設〕
越谷市立病院、南埼玉病院、北辰病院、新越谷病院、獨協医科大学越谷病院、越谷誠和病院、慶和病院、順天堂越谷病院、南面、十全病院、越谷北病院、介

郵便で行う方法

護老人保健施設憩いの里、葵の園・越谷、嘉祥園、越谷ホーム、介護老人福祉施設憩いの里、コスモ越谷、越谷なごみの郷、キャンベルホーム、リバテイーガーデン、みちみち、憩いの里すこやか、越谷さくらの杜

身体に重度の障がい等があり、投票所に行くことが困難な方は、郵便等による不在者投票ができます。郵便等による不在者投票ができる方は次のとおりです。

◆身体障害者手帳をお持ちで次の①～④のいずれかに該当する方

- ①両下肢、体幹、移動機能の障がい程度が1級または2級の方
 - ②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい程度が1級または3級の方
 - ③免疫、肝臓の障がい程度が1級～3級の方
 - ④障がいの程度が①～③の程度に該当すると知事等から証明された方
- ◆介護保険の被保険者証をお持ちの方で要介護状態区分が要介護5の方

◆戦傷病者手帳をお持ちの一部の方

*郵便等による不在者投票における代理記載制度については、選挙管理委員会にお問い合わせください

◆郵便投票証明書が必要です

投票用紙等の請求には郵便等投票証明書が必要です。お持ちでない方は、申請してください。

郵便等投票証明書をお持ちの方は、投票用紙等の交付請求書を添えて8月5日(水)までに請求してください。

転出先または滞在地の選挙管理委員会で行う方法

転出のほか、市外の滞在が投票日当日を含めて長期にわたる場合は、不在者投票宣誓書兼請求書に必要事項を記入し、越谷市選挙管理委員会委員長宛に、直接または郵送で投票用紙等の請求をしてください。請求に基づき郵送しますので、郵送された投票用紙等を持って滞在地の選挙管理委員会投票してください。

なお、郵送に日数がかかりますので、請求はお早めをお願いします。

不在者投票宣誓書兼請求書(記入例)

私は、平成27年8月9日執行の埼玉県知事選挙の当日、下記の事由に該当する見込であることを宣誓し、併せて投票用紙等の交付を請求します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

- ①氏名(ふりがな)
- ②生年月日
- ③名簿登録地(越谷市)の住所
- ④投票用紙等の希望送付先の郵便番号・住所(方書まで)・連絡先の電話番号
- ⑤投票日当日、投票所へ行けない理由(仕事、旅行など)

【投票用紙等の請求先】

〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番1号
越谷市選挙管理委員会委員長宛

投票所等の一部が変更になります

投票所の変更	第53投票区『四条本田自治会館』が『飯島学園さなえ幼稚園』に変更になります。
投票区域の変更	第30投票区『宮本町二丁目第一自治会館』で投票していた方の一部(神明町一丁目)の方の投票所が『神明町一丁目自治会集会所』に変更になります。